

全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期すため、全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会構成市町村（以下「協定市町村」という。）間で相互応援することについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及びその他生活必需品等の物資の提供
- (2) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な資機材の提供及び職員の派遣
- (3) 被災者の一時受入れ施設の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援等の要請)

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにし、利用可能な通信手段を用いて応援を要請するとともに、速やかに文書により提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所
- (3) 必要とする物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする職員の職種、人数等
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(応援の実施)

第4条 前条の規定により要請を受けた協定市町村は、その内容に従い応援を行うよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2 協定市町村は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うことができるものとする。

(連絡体制)

第5条 協定市町村は、必要な情報等を相互に提供することにより応援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡窓口を定めるものとする。

(応援に係る経費の負担)

第6条

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町村が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援に要する経費の負担は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。ただし、第4条第2項に基づき自主判断により応援活動を実施した場合並びにその他これにより難しい場合は、応援を実施した市町村と応援を受けた市町村で協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第7条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市町村が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援の業務中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市町村への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市町村がその賠償の責務を負うものとする。

(情報の交換)

第8条 協定市町村は、この協定が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、協定市町村のいずれかから何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、協定市町村が個別に災害時に相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、協定市町村の首長が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年5月25日

宮城県 七ヶ浜町長 寺澤 薫 新潟県 聖籠町長 渡邊 廣吉

茨城県 神栖市長 保立 一男 愛知県 知多市長 宮島 壽男

千葉県 袖ヶ浦市長 出口 清 三重県 川越町長 城田 政幸

新潟県 新潟市長 篠田 昭 香川県 坂出市長 綾 宏

新潟県 上越市長 村山 秀幸 沖縄県 中城村長 浜田 京介